

給実甲第1237号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第444号の一部改正について（通知）

給実甲第444号（派遣職員の給与の支給割合の決定等について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第1の第6項中「次の各号に定めるところによる」を「派遣職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条第6項の規定により標準号俸数（同条第7項に規定する人事院規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）第13条第1項第1号ハ（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員にあっては同項第2号ハ、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては同項第3号ロ）に掲げる職員である」に改め、同項各号を削る。

以 上